

(様式第1号)

□ 会議録 ■ 会議要旨

|       |  |
|-------|--|
| 日 時   | 令和5年10月3日(火) 10:00～正午  |
| 場 所   | 芦屋市役所東館3階 中会議室   |
| 出 席 者 | 委員長 富田 智和<br>副委員長 三谷 哲雄<br>委 員 藤川 千代、北川 加津美、和田 聡子(欠席)<br>市出席者<br>企画部 部長 上田 剛(欠席)<br>企画部市長公室主幹(行革担当課長) 三柴 哲也<br>企画部市長公室 DX行革推進課係長 井上 裕士<br>企画部市長公室 DX行革推進課員 堀谷 守平<br>事務局<br>都市政策部 参事(都市基盤担当部長) 足立 覚(欠席)<br>都市政策部都市基盤室 道路・公園課長 石濱 晃生<br>都市政策部都市基盤室 主幹(維持施設担当課長) 吉泉 里志<br>都市政策部都市基盤室 道路・公園課係長 林 大輔<br>都市政策部都市基盤室 道路・公園課係長 篠崎 紘志<br>都市政策部都市基盤室 道路・公園課員 梅林 健祐 |
| 事 務 局 | 都市政策部都市基盤室 道路・公園課  |
| 会議の公開 | ■非 公 開<br>会議の冒頭に諮り、出席者4人中4人の賛成多数により決定した。<br><非公開・一部公開とした場合の理由><br>審査内容を公開することで、審議の円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがあるため。   |

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 会議運営に関する説明等
- (3) 報告事項
  - ア 応募状況
  - イ 質問及びその回答
- (4) 協議事項
  - ア 第一次選考(書類審査)について(欠格事項・予定価格を超える法人の確認)
  - イ 面接審査の実施方法について
  - ウ その他
- (5) 次回の委員会日程について
- (6) 閉会

2 提出資料

- 資 料 1 委員名簿  
資 料 2 募集要項

- 資料 3 業務仕様書
- 資料 4 審査要領
- 資料 5 選定基準
- 資料 6 応募法人一覧
- 資料 7 質問及び回答一覧
- 資料 8 面接審査の実施方法について（案）
- 当日資料1 応募書類一式
- 当日資料2 参考資料（各施設の運営管理費・比較表、保険加入内容）

### 3 審議経過

#### <事務局：石濱課長>

第2回芦屋市指定管理者選定・評価委員会（自転車駐車場）を開催いたします。

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。会の進行は富田委員長にお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

#### <富田委員長>

皆様、おはようございます。早速ですが、お手元の次第に従って、会議を進めたいと思います。資料の確認を事務局からお願いします。

#### <事務局：梅林>

当日の次第、資料1 委員名簿、資料2 募集要項、資料3 業務仕様書、資料4 審査要領、資料5 選定基準、資料6 応募法人一覧、資料7 質問及び回答一覧、資料7の補足資料として別紙、資料8 面接審査の実施方法について（案）です。

当日の参考資料として、サイカパーキングの自転車駐車場の管理運営費、サイカパーキングと駐輪サービスの管理運営費を一覧にした資料、参考として市加入の保険内容をお配りしております。不足等ございませんでしょうか。

#### <富田委員長>

では、本委員会の成立要件の確認をいたします。事務局から報告お願ひいたします。

#### <事務局：石濱課長>

本日は、和田委員が欠席されており、委員定数5名中4名のご出席をいただいております。過半数のご出席がございますので、本委員会は成立しております。以上です。

#### <富田委員長>

では、本会議の公開・非公開について、お諮りしたいと思います。事務局から説明をお願ひいたします。

#### <事務局：石濱課長>

芦屋市情報公開条例におきましては、附属機関の行う会議は原則公開と定められております。ただし、同条例第19条によりまして、非公開情報が含まれる事項の審議や、公開することにより会議の構成または円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合につきましては、出席者の3分の2以上の賛成があれば公開しないことができることとなっております。

本日の審議におきましては、書類審査があり公開することで、審議の円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがあるため非公開とすべきと考えております。

#### <富田委員長>

事務局から説明がありました、会議を非公開とすることに異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

<富田委員長>

それでは、会議を非公開にしたいと思います。では、議事録の取扱いについて、事務局から説明お願いいたします。

<事務局：石濱課長>

議事録の公開につきましては、非公開の会議でありましても、発言者名を含めて非公開の趣旨を損なわない範囲で公開すべきとされているところですので、そのように取り扱いたいと考えております。

<富田委員長>

ただいま、事務局から説明がありました。質問、ご意見等がありますか。

(「なし」の声あり)

<富田委員長>

では、議事録の取扱いにつきましては、発言者名を含め、非公開の趣旨を損なわない範囲で公開とさせていただきます。

次に、応募法人と各委員との利害関係について、事務局から報告をお願いします。

<事務局：梅林>

9月1日に募集を締め切り、各委員の皆様にメールで応募法人との利害関係を確認させていただきました。どなたも利害関係はないとご回答をいただいております。そのため、委員の交代はございません。以上です。

<富田委員長>

応募法人との利害関係はないということですが、その後、応募法人からの接触はありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

<富田委員長>

特にないことを確認いたしました。

では、議題に入りたいと思います。報告事項について、事務局からご説明をお願いいたします。

<事務局：梅林>

まず、3報告事項の(ア)の応募状況について、資料6をご覧ください。8月1日から募集を開始し、9月1日に受付を締め切りました。現指定管理者のサイカパーキング株式会社と株式会社駐輪サービスの2社の応募がございました。資料6の応募法人一覧にまとめております。

続いて、(イ)の質問及び回答について、資料7のとおりです。こちらの資料は、8月16日に現地説明会を行った日から、8月22日まで質問を受け、同月の29日にホームページで回答をしております。また、回答した資料7に加え、参考資料としての別紙も市ホームページにて掲載をしております。以上です。

<富田委員長>

この点について、質問がありますでしょうか

資料6 応募法人一覧の提案額(指定管理料及び修繕積立金)で、サイカパーキングは指定管理料が、駐輪サービスは修繕積立金の記載しかありませんが、これはどうしてですか。

<事務局：梅林>

サイカパーキングは指定管理料のみの提出が、株式会社駐輪サービスは修繕積立金の

みの提出がございましたので、サイカパーキングは指定管理料、駐輪サービスは修繕積立金のみの記載となっております。

＜富田委員長＞

この部分は、後から補正などはあるのでしょうか。

＜事務局：梅林＞

募集要項にも記載のある通り、提出締切り後の変更等、追加は一切認めないとありますので、基本的には受け付けません。受け付けることができないのですが、例えば工事の延長や、発注時期の遅延などによって、収入を得る機会が減った場合は、補正が加わる可能性はあります。しかし、基本的には補正はないとのご理解で大丈夫と考えております。

＜北川委員＞

端的に言えば、サイカパーキングは指定管理料を市からいただくことで事業は成り立つ。駐輪サービスは指定管理料を市からもらわなくても管理運営が可能で、かつ市へ修繕積立金を拠出することができるということですよね。

＜事務局：梅林＞

おっしゃるとおりでございます。

＜北川委員＞

非常に収支の幅が大きいということになります。数字を見ると悩ましいです。市からすると、指定管理料を出さなくて済むということですね。

独自事業もあるのでしょうか、非常に数字については上下の幅が大きい。そこから議論が始まるとは理解しております。

＜藤川委員＞

その辺は、採点の差に含むのだと思います。

＜富田委員長＞

次は、協議事項、第一次選考について、事務局から説明をお願いします。

＜事務局：梅林＞

まず、欠格事項についてご説明させていただきます。資料2、募集要項5ページ上から(3)ア、イ、(4)と続いており、(4)欠格事項のアからキまでが欠格事項とされており、駐輪サービスとサイカパーキングの応募書類で、駐輪サービスは誓約書のタグ、サイカパーキングは3のタグが貼り付けされているページをご覧ください。応募書類を審査し、また欠格事項に該当しないことの誓約書をもって、欠格事項には該当していないことが確認できます。説明は以上です。

＜富田委員長＞

決算報告書等いかがでしたでしょうか。

＜藤川委員＞

応募のあった2社とも、ちょうどコロナ禍の直近決算3年分で、業績の落ち込みは見られました。経営状態の改善に向けた取り組みを会社としてどうやって進めているか、面接審査の中で補足いただくべきかと考えています。

(協議)

＜富田委員長＞

ほかにありますでしょうか。なければ、欠格法人は特になく、直ちに欠格にするほどの法人はないとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

<富田委員長>

では、そのように決定いたします。次に面接審査の方法について、事務局から説明をお願いいたします。

<事務局：梅林>

資料8 面接審査の実施方法について（案）をご覧ください。10月20日金曜日の14時から、場所は芦屋市分庁舎2階大会議室で書類、面接審査の開催を予定しております。

前回の委員会でご意見のありましたパワーポイントの枚数の制限について、ご協議の上、（3）にただし書として、パワーポイントの枚数制限として、何枚とするといった記載を検討したいと思っております。

<富田委員長>

ただいまの説明について、ご質問ありますでしょうか。

<北川委員>

プレゼン10分で、質疑応答が15分に時間配分で、プレゼンって総花的なことを述べられる傾向にあり、それで10分の時間を要してしまうのは、もったいないと思っております、プレゼンは5分程度でいいのではないかと思います。

<富田委員長>

5分はあっという間だと思います。総花的にどうしてもならざるを得ないとは思いますが。こちらの問題意識がどこにあるかというのは、事前に分からないとなるとなおさらです。10分でも結構すぐ時間が経過してしまうと思っております。

（協議）

<富田委員長>

ほかに質疑事項や議論しておく必要のあることはありますでしょうか。

（協議）

<富田委員長>

本日の協議事項はこれで終了になります。次回の委員会日程について、既に話は出ておりますが、事務局からご説明をお願いします。

<事務局：梅林>

再度のご案内になります。第3回は10月20日14時から、国道43号沿いに芦屋市分庁舎がございまして。こちらの2階になります。以上です。

<富田委員長>

では、よろしいでしょうか。本日は、これで終了したいと思います。皆さん、お疲れさまでした。

終了